

総務委員会情報連絡

令和 7 年 9 月 2 2 日

情報連絡事項

頁

- 1 第 1 1 回平和首長会議被爆 8 0 周年記念総会の出席について 2
- 2 令和 7 年度の工事請負契約について
(令和 7 年 8 月分・契約金額 6 千万円以上 1 億 8 千万円未満) 6
- 3 令和 6 年度 公益通報制度等の運用状況について 7

(総 務 部)

総務委員会情報連絡

令和7年9月22日

件名	第11回平和首長会議被爆80周年記念総会の出席について
所管部課名	総務部 総務課
内容	8月7日から10日の4日間にわたり長崎市で開催された第11回平和首長会議被爆80周年記念総会において、うち8日から10日の3日間出席したので、以下のとおり報告する。 1 会議概要 平和首長会議は、世界の8,509都市（国内1,740都市）が加盟し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指して平和文化の振興や国連・各国政府への要請などに取り組んでいる。 今回の総会は、4年に1度の国内外加盟都市が集まる総会で、平和祈念式典の参列や加盟都市からの取組報告、議案の審議等を行った。 2 日程・場所 令和7年8月7日（木）から10日（日） 出島メッセ長崎（長崎県長崎市尾上町4-1） 3 出席者 138都市 228名（うち国内112都市 183名） うち東京23区は、千代田・港・新宿・文京・江東・品川・世田谷・杉並・豊島・北・葛飾・足立の12区。足立区からは総務課長（区長代理）、人権推進係が出席。 4 プログラム・会議の主旨 別紙のとおり 平和祈念式典  報告、議案の審議 

第 11 回平和首長会議被爆 80 周年記念総会 プログラム
(出席した 8 月 8 日から 10 日のみ)

日程	項目	講演者	概要 等
8 日	会議 I	【デモレーター】 平和首長会議事務総長 【パネリスト】 ① 元タイ王国外務大臣 ② オーストリア外務省軍縮・軍備管理不拡散局長 ③ 核兵器廃絶研究副センター長 ④ マンチェスター市長 (イギリス) ⑤ 芦屋市長 (兵庫)	パネリストによるディスカッションが行われた。その中で「市民一人ひとりが担い手として活動していくこと」が共通の話題とされ、そのうえで、都市レベルの平和活動の重要性や若者の主体的な行動の重要性について提議された。 また、平和首長会議会長でもある広島市長からは「核保有国の都市市民が学び考え、政府との対話へつなげることが重要。保有国と非保有国のそれぞれの若者たちが連携し、保有国への対話の働きかけを行ってほしい」との意思表示がされた。
	会議 II (分科会 III)	【ファシリテーター】 UNHCR 駐日事務所代表 【ラポルトワール】 ハイツイ広島平和文化センター専門員 【事例発表】 ① 世田谷区 (東京) ② 豊中市 (大阪) ③ ハノーバー市 (ドイツ)	この分科会 III では人権・難民をテーマとし、各都市の事例発表が行われた。 ① 世田谷区 平和都市宣言、世田谷公園内の平和モニュメント設置、「せたがや未来の平和館」の設置などを行っている。 また、現在、民間空襲被害者等への支援について検討を進めている。 ② 豊中市 市立人権平和センターにおける平和展示、沖縄市との兄弟都市連携、児童相談所の設置、女性総合相談支援窓口の設置などを行っている。 ③ ハノーバー市 市庁舎前広場を「人権広場」と改名、市民の 4 割が移民であるため分散型アパートの整備、複数言語での公共サービス案内アプリ (インテグレートアプリ) の提供などを行っている。

9 日	平和祈念式典		午前 10 時 40 分 被爆者による合唱により開会。続いて、原爆死没者名簿奉安、式辞、献水・献花、そして午前 11 時 02 分 黙とう。 その後、長崎市長による長崎平和宣言、被爆者による平和への誓いがあり、「クスノキ」の児童合唱、内閣総理大臣などによる来賓挨拶、「千羽鶴」の合唱をもって閉式。
	会議Ⅲ (グループⅡ)	【ファシリテーター】 一般社団法人 Peace Education Lab Nagasaki 代表理事 【取組発表都市】 ① 多摩市（東京） ② 大府市（愛知） ③ グラノラーズ市 （スペイン）	初めに岩屋外務大臣からのメッセージ動画が流れ、グループⅡでは若者の参画をテーマとして取り組み発表が行われた。 ① 多摩市 広島・長崎へ市内小中学生を派遣する「子ども被爆地派遣」や歴代派遣員による平和活動「TAWA 部」の結成、戦争の悲惨さや平和の大切さを発信できる高校・大学生世代の人材の育成を目的とした「多摩地域平和ユース研修事業」など平和活動における若者の育成に力を入れている。 ② 大府市 戦争で甚大な被害を受けた国内都市（広島・長崎・沖縄）へ市内中学生を派遣する「中学生平和大使派遣」や市内全小中学校に「被爆アオギリ二世」を植樹するなど取り組んできた。 また今年度は、平和大使派遣事業拡充として、高校生平和大使を知覧（鹿児島）に派遣、沖縄戦を学習したうえで、沖縄の慰霊の日（6/23）に戦時中の食事を再現した「平和給食」を市内全小中学校で提供、市内 4 か所の中学校において「ひめゆり学徒パネル展」の開催など、さらに事業展開をしていく。 ③ グラノラーズ市 市内の小・中・高の各レベルにおいて一度は平和教育を受けるため、少なくとも 3 回は平和教育を経験する。若者が関わることでただ追悼するだけにとどまらず、未来へ向けた考えが生まれるという意識のもと、あらゆる施策に若者が関わるよう取り組んでいる。

	第 13 回 国内加盟 都市会議 総会	【議長】 平和首長会議会長 (広島市長)	<報告> ① 平和首長会議メンバーシップ納付金令和 6 年度決算について ② 平和のバトンを未来へつなぐ長崎市の取組について ③ 平和を愛する都市・市民と手を携えた「平和文化」の涵養について ④ 平和首長会議ユースの活動報告について
			<議案の審議> 核兵器廃絶に向けた日本政府に対する要請について ⇒可決
			<本会議における採択> 会議総括文書の採択 ⇒可決
10 日	会議Ⅳ	【議長】 平和首長会議会長 (広島市長)	<会議報告> 広島平和文化センター専門委員による第 11 回平和首長会議被爆 80 周年記念総会の総括
			<議案の審議> ① 役員の選任について ⇒可決 ② 平和首長会議行動計画 (2025 年-2029 年) について ⇒可決
			<本総会における採択> ナガサキアピール採択 ⇒可決
	閉会式	【閉会の挨拶】 平和首長会議副会長 (長崎市長)	<児童合唱> 長崎市立桜町小学校コーラス部・長崎大学教育学部附属小学校合唱団の混合による「クスノキ」などの合唱
			<閉会の挨拶> 開催都市および平和首長会議副会長である長崎市長による挨拶

総務委員会情報連絡

令和7年9月22日

件名	令和7年度の工事請負契約について (令和7年8月分・契約金額6千万円以上1億8千万円未満)																															
所管部課名	総務部 契約課																															
内容	令和7年度、契約金額6千万円以上1億8千万円未満の工事請負契約について、報告する。 ※契約金額には消費税を含む。 ※契約金額が6千万円以上1億8千万円未満の工事でも、既に上程したものは記載していない。 令和7年度契約（令和7年8月1日～8月31日締結） <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th><th>件名 (工事場所)</th><th>契約 月日</th><th>契約金額 (円)</th><th>落札率 (%)</th><th>契約の 相手方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">給排水</td><td>(仮称) 第三上沼田保育園 新築給排水衛生設備工事</td><td rowspan="2">8/8</td><td rowspan="2">95,700,000</td><td rowspan="2">99.52</td><td rowspan="2">株式会社 栗原設備 (特命随契)</td></tr> <tr> <td>足立区江北七丁目12番1、4</td></tr> <tr> <td rowspan="2">空調</td><td>長門住区センター大規模修繕 機械工事</td><td rowspan="2">8/8</td><td rowspan="2">82,588,000</td><td rowspan="2">99.91</td><td rowspan="2">東京セントラルヒーティング工業株式会社</td></tr> <tr> <td>足立区中川二丁目24番2-101号</td></tr> <tr> <td rowspan="2">一般塗装</td><td>新田学園第一校舎外壁改修 その他工事(二期)</td><td rowspan="2">8/18</td><td rowspan="2">81,708,000</td><td rowspan="2">91.65</td><td rowspan="2">株式会社 OKAPEN</td></tr> <tr> <td>足立区新田三丁目34番2号</td></tr> </tbody> </table>					業種	件名 (工事場所)	契約 月日	契約金額 (円)	落札率 (%)	契約の 相手方	給排水	(仮称) 第三上沼田保育園 新築給排水衛生設備工事	8/8	95,700,000	99.52	株式会社 栗原設備 (特命随契)	足立区江北七丁目12番1、4	空調	長門住区センター大規模修繕 機械工事	8/8	82,588,000	99.91	東京セントラルヒーティング工業株式会社	足立区中川二丁目24番2-101号	一般塗装	新田学園第一校舎外壁改修 その他工事(二期)	8/18	81,708,000	91.65	株式会社 OKAPEN	足立区新田三丁目34番2号
業種	件名 (工事場所)	契約 月日	契約金額 (円)	落札率 (%)	契約の 相手方																											
給排水	(仮称) 第三上沼田保育園 新築給排水衛生設備工事	8/8	95,700,000	99.52	株式会社 栗原設備 (特命随契)																											
	足立区江北七丁目12番1、4																															
空調	長門住区センター大規模修繕 機械工事	8/8	82,588,000	99.91	東京セントラルヒーティング工業株式会社																											
	足立区中川二丁目24番2-101号																															
一般塗装	新田学園第一校舎外壁改修 その他工事(二期)	8/18	81,708,000	91.65	株式会社 OKAPEN																											
	足立区新田三丁目34番2号																															

総務委員会情報連絡

令和7年9月22日

件名	令和6年度 公益通報制度等の運用状況について																								
所管部課名	ガバナンス担当部 コンプライアンス推進担当課																								
内容	足立区においては、公益通報制度（内部通報制度及び外部通報制度）及び提言、要望等に関する取扱規程の運用状況等について、毎年度、各要綱等の規定に基づいて公益監察員の意見を付して公表している。令和6年度の運用状況について、以下のとおり報告する。																								
	1 内部通報及び対応等の状況並びに運用状況に関する意見について																								
	内部通報とは、区の職員等が区の事務事業等の執行において、法令等に違反するなどの事実が生じていると考える場合等に公益監察事務局（以下「事務局」という。事務局はコンプライアンス推進担当課が務めている。）等に行う通報をいう。調査は原則として公益監察員が行う（根拠：足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱）。																								
	(1) 内部通報及び対応等の状況 内部通報7件																								
	<table><tr><th>事案の概要</th><th>対応結果</th><th>是正措置等の概要</th></tr><tr><td>①委託事業者の法令違反（区の承諾なく再委任した）</td><td>違法な事実が認められた。</td><td>文書注意</td></tr><tr><td>②職員による法令違反行為</td><td>違法な事実は認められなかった。</td><td>是正措置なし</td></tr><tr><td>③区が出資する団体の不正な契約等</td><td>調査中</td><td></td></tr><tr><td>④通報者に対する不利益な取扱</td><td>違法な事実は認められなかった。</td><td>是正措置なし</td></tr><tr><td>⑤利害関係者から区の職員に接待、会食、金品の授受等がなかったか</td><td>調査中</td><td></td></tr><tr><td>(不受理) 上司からのパワハラ</td><td>適切な通報先の教示</td><td>――</td></tr><tr><td>(不受理) 職員の法令違反（事務処理遅滞）</td><td>上級庁が調査した結果、違法な事実は認められなかった。</td><td>――</td></tr></table>	事案の概要	対応結果	是正措置等の概要	①委託事業者の法令違反（区の承諾なく再委任した）	違法な事実が認められた。	文書注意	②職員による法令違反行為	違法な事実は認められなかった。	是正措置なし	③区が出資する団体の不正な契約等	調査中		④通報者に対する不利益な取扱	違法な事実は認められなかった。	是正措置なし	⑤利害関係者から区の職員に接待、会食、金品の授受等がなかったか	調査中		(不受理) 上司からのパワハラ	適切な通報先の教示	――	(不受理) 職員の法令違反（事務処理遅滞）	上級庁が調査した結果、違法な事実は認められなかった。	――
	事案の概要	対応結果	是正措置等の概要																						
	①委託事業者の法令違反（区の承諾なく再委任した）	違法な事実が認められた。	文書注意																						
	②職員による法令違反行為	違法な事実は認められなかった。	是正措置なし																						
	③区が出資する団体の不正な契約等	調査中																							
	④通報者に対する不利益な取扱	違法な事実は認められなかった。	是正措置なし																						
⑤利害関係者から区の職員に接待、会食、金品の授受等がなかったか	調査中																								
(不受理) 上司からのパワハラ	適切な通報先の教示	――																							
(不受理) 職員の法令違反（事務処理遅滞）	上級庁が調査した結果、違法な事実は認められなかった。	――																							
(令和7年8月末現在)																									
※ 通報者が特定される情報を公表してはならない（要綱第29条）																									
(2) 公益監察員意見																									
ア 意見者 足立区公益監察員（弁護士） 金子 憲康																									

イ 意見内容

当職は、令和6年度、足立区において、内部通報の根拠となる規程が整備され、通報の受付・調査に対応するための相談・通報窓口が複数設けられ、事務局等の体制が整えられているとともに、庁内に十分周知されていることを確認した。

また、報告を受けた令和6年度中の内部通報に対する本意見表明日（令和7年6月23日）までの対応についても、不適切な点は認められなかった。

2 外部通報及び対応等の状況並びに運用状況に関する意見について

外部通報とは、外部の労働者等が自ら雇用され、役務を提供する事業者などにおいて、法令や条例に違反する事実が生じていると考える場合等に、事務局又は処分等を行う権限を有する区の担当課に行う通報をいう。調査は処分等を行う権限を有する区の担当課が行う（根拠：足立区外部公益通報等の手続に関する要綱）。

(1) 外部通報及び対応等の状況 外部通報 1件

事案の概要 (違法な事実)	違反する法令	調査結果	措置の概要	備考
事業者Aは、食品の賞味期限を貼り替えて販売している等	食品表示法	調査を尽くしても違法な事実の存否が判明しなかった。	なし	関連する事項について行政指導を行った。

※ 通報者等が特定される情報を公表してはならない（要綱第28条）

(2) 公益監察員意見

ア 意見者 足立区公益監察員（弁護士） 迫 友広

イ 意見内容

令和6年度は外部通報要綱に基づき1件の通報が寄せられたが、同要綱に基づき適正に、受付、受理、調査の必要性判断、調査及び措置がなされ、またその過程において適時に公益監察員に助言が求められていることを確認した。

貴区においては、令和6年度に適用除外等に関する全庁調査を行い、現在、外部通報要綱の改正を検討中とのことであるので、改正内容が適当なものとなるよう見守りたい。

ウ 区の対応

外部通報要綱の改正により、各法令の適用関係を明らかにし、適正な運用の確保に努めていく。

3 特定要求等及び対応等の状況並びに運用状況に関する評価等について

職員が外部から特定要求等（特定要求（注1）又は不当要求（注

2)) を受けた場合に、直ちに上司等に報告し、特定要求等記録票により事務局に通報する。事務局等は区長に報告するとともに、公益監察員等による助言を含めて支援し、公正な職務執行を確保する。

(根拠：足立区への提言、要望等に関する取扱規程)

注1 特定要求とは、正当な理由なく特定の者(個人、法人、団体等)に有利又は不利な扱いを求めるなどの不公正な対応や、法令違反の対応を職員に求める要求

注2 不当要求とは、暴力行為、どうかつ、面会の強要、誹謗中傷その他の社会的相当性を逸脱する手段により、職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白な行為又は要求

(1) 特定要求等及び対応等の状況 特定要求 1 件

事案の概要	要求の 態様	助言・対応状況等
特定の契約の入札に参加させてほしい	特定要求	担当課長から事案の報告と要望を断ったとの情報提供があったため、特定要求として通報を依頼し、関係者に報告した。

(2) 公益監察員の評価、意見

ア 評価者 足立区公益監察員(弁護士) 迫 友広

イ 評価内容

(ア) 運用状況評価

令和6年度は1件の特定要求等の事案が公益監察事務局に報告された。当該特定要求等については、対応した管理職がその場で拒絶したことにより、終了している。このため、公益監察事務局には、相談ではなく、事後報告が行われている。

上記特定要求等への対応は、公益監察事務局及び公益監察員等の助言等を得るまでもなく、当該管理職において適切に行われたものといえ、足立区の公正な職務執行は確保できたものと評価する。

(イ) 意見、要望

上記のように現場の管理職がその場で特定要求等に適切な対応を取ることができたのは、当該管理職の資質による面もあるが、貴区が本件取扱規程を周知してきた成果であると考えられる。

もっとも、令和6年度に公益監察事務局が把握した特定要求等はわずか1件であり、他にも相談・報告がされなかった特定要求等があった可能性は否定できない。引き続き、本取扱規程の周知及びその適切な運用が図られるよう期待する。